

IFRS への取組みと 今後の課題

丸紅(株)
経理部長

ぐんじ かずろう
郡司 和朗



1 米国会計基準による連結決算の終焉

「IFRS への取組みと今後の課題」について述べる前に、「米国会計基準は何故グローバル・スタンダードになり得なかったのか？」について、あくまで独断と偏見に基づく私見となりますが、これまでの米国会計基準の実務経験から、自分なりに整理してみたいと思います。

まず、最初に言えることは、米国会計基準は、読んで字のごとく米国の会計基準ですので、あくまで米国の制度やメカニズムの上に構築されている世界最大のローカル GAAP に過ぎないということです。グローバル・スタンダードとして世界各国での適用を目指して策定している国際財務報告基準（IFRS）とはスタートラインからして違っています。そのため、米国会計基準を制度の異なる米国以外の国の企業が適用するとなると、どうしてもしっくりこない部分ができます。それに加え、米国会計基準は、事細かにルールを決め、書いてあるとおりの処理を求める細則主義を取っていますので、逆に書いてある以外の処理は認められないということになってしまいます。かつて日本企業が年金の代行返上処理に関して、米国財務会計基準審議会（FASB）における発生問題専門委員会（EITF）の見解まで取得するに至ったことは、

制度の異なる国で米国会計基準を適用する上での難しさを示す一例ともいえます。

さらに、米国会計基準は、その時々の問題を解決するために、各会計分野で複雑なルールを積み上げていったあまり、ルール相互間で必ずしも整合性が取れていない状態に陥ってしまっています。一つ例を挙げますと、投資先が他社と合併した際の株主側の処理がそうです。株主側では、投資先の合併に伴い株式交換があった場合、新たに取得する株式の公正価値により交換損益を認識することになりますが、現行の米国会計基準のルールに基づきますと、この投資先が株主にとって外部会社か関連会社かにより捉え方が違ってしまいます。外部会社である場合には、実際に新株を受けたか否かに拘わらず、実質的に合併会社・被合併会社を判定し、被合併会社と判定された方の株主側において実質的な株式交換があったと看做し、交換損益を認識することになりますが、持分法適用関連会社となりますと、このような実質的な判定は行わず、実際に新株を受けた株主側で交換損益を認識すると解釈されています。したがって、逆さ合併のようなケースでは、外部会社か関連会社かにより株主側の処理に違いがでできます。何故同じ経済行為であるにも拘わらず異なる処理となってしまうのか？ですが、外部会社については、旧 EITF91-05 により実質基準が設けられてい

ますが、関連会社については現行ルールにそのような記載がないからとされており。これはほんの一例に過ぎませんが、実務をやっていると他にも色々矛盾が見えてきます。特に、デリバティブ会計や税効果会計などで様々な例外規定が設けられておりますが、それらが矛盾を生む一因となっているといえます。2009年の会計基準の体系化（Accounting Standards Codification）により、会計基準自体の体系、階層の再編成を行ってはいるものの、ここまで肥大化し複雑化してしまった基準書はそう簡単には見直しは困難であり、極端な細則主義をとってきた米国会計基準の限界といえます。この限界を勘案しますと、2008年11月に米国証券取引委員会がIFRSアドプシオンに関するロードマップ案を出し、コンバージェンスからIFRSアドプシオンへと大きく方針を転換したことも頷けます。

日本においては、2009年12月に「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が公布され、2016年3月期までしか米国会計基準での連結財務諸表の作成が認められなくなりました。日本においては、グローバル・スタンダードはIFRSしか認めず、米国会計基準ではだめという烙印が押されたということになります。米国会計基準を適用してきた企業にとって、米国会計基準の終焉には一抹の寂しさを拭えませんが、これで連結決算のIFRSへの移行は「待ったなし」の段階に入ったといえます。

2 IFRS への期待と不安

グローバル・スタンダードとしてのIFRSへの期待は、何と言っても「原則主義」への期待といえます。これまで細則主義に縛られ実態に即していないのではと思える処理も強いられる

ことが少なからずありましたが、原則主義に替わることで、本当の意味で夫々の企業活動の実態に即した処理が可能となるのではということへの期待です。まだ原則主義を経験したことがありませんので過度に期待をし過ぎなのかも知れませんが、IFRSは、謂わば、間取りが自由設計できるマンションのようなものであってほしいと願っています。共通の骨組や上屋だけが作られ、間取りや内装は夫々の住人の生活に最も適した設計を個々に行える、そういった順応性の高い会計基準であってほしいと考えております。この間取りの設計に当たるものが、企業側によるグループ・アカウンティング・ポリシーの策定ということになります。したがって、このグループ・アカウンティング・ポリシーを如何に夫々の実態に即し適切に策定するかが、IFRSの導入において最も重要になってくるものと考えております。

期待の反面、不安も残ります。一つは、IFRSを適用する企業が増えていくことによって、様々な会計分野で適用指針やQ&Aが出され、それに強制力が持たされることで、細則主義に回帰してしまわないかという恐れです。原則主義の枠組みの中で、企業側が策定したグループ・アカウンティング・ポリシーが否定されることになると、IFRS適用における根幹が揺らぐことになってしまいます。

もう一つは、IFRSは世界共通の物差しであるべきですが、IFRS適用企業間で比較可能性が保てるのかという疑問です。IFRSではいくつかの会計方針の選択が認められており、“金融商品”の公正価値の変動額を純損益で認識するか、その他包括損益で認識するかの選択や、“有形固定資産及び無形資産”並びに“投資不動産”を原価で評価するか、公正価値で評価するかの評価モデルの選択等が可能となっております。これらの選択如何により、純損益やその他包括損益が大きく変わってしまいますので、

比較可能性を損ねる恐れがあります。

3 IFRS 導入による影響

連結決算への IFRS の導入、さらには、日本基準自体の IFRS へのコンバージェンスが進むことにより、連結・個別決算とも会計基準の骨組が大きく変わり、色々な意味で、大きなインパクトが出てくることは間違いありません。多種多様な事業を行っている総合会社にとっても、その影響は甚大と考えております。

IFRS の会計基準自体の見直しが現在も行われており、収益認識、金融商品、リース、従業員給付等、企業業績に大きな影響を与える会計分野での改定が今後目白押しで、これにどのように対応していくかは、企業にとって非常に頭の痛い問題となっています。これら会計基準の改定や金融庁の IFRS の強制適用に関する最終判断を待って移行準備を開始するか、それを待たずして同時並行的に移行準備を進めるか、移行に伴う影響や労力を考えますと、各社考え方が分かれるところではないかと考えております。

かつて、金融商品の時価会計や税効果会計等が導入された際に「会計ビッグバン」として世間を賑わしましたが、IFRS の導入、あるいはコンバージェンスによるインパクトは、単に会計基準の変更にとどまらず、営業戦略を含めた会社レベルでの対応が求められることとなり、当時の「会計ビッグバン」よりも、はるかに大きな衝撃となることは間違いありません。

例えば、金融商品（IFRS 第 9 号）の改定は、企業の投資戦略に大きな影響を与えることになるでしょうし、現在検討中のリース会計の改定などはビジネスモデルさえ変えてしまう可能性も含んでおります。また、連結財務諸表の表示方法の変更や、「純損益」と「その他包括損益」の枠組みの見直し、中でもその他包括損益で処

理したものを純損益へリサイクルするか否かの取扱いの見直し等は、企業の経営指標や IR 戦略、さらには配当方針にも大きな影響を与えることになると考えております。したがって、会計面の影響を検討すると同時に、ビジネスモデルや内部統制、業績管理手法等を同時並行的に検討し、早めに対応していく必要があると考えております。

4 IFRS 導入に向けた当社の取組状況

当社は、1978 年 3 月期から米国会計基準に基づいて連結財務諸表を作成していますが、2008 年 11 月に米国証券取引委員会が IFRS アドプションに関するロードマップ案を公表して以来、IFRS に関する調査を本格的に開始しました。その後、金融庁（企業会計審議会）から「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が公表されたのをきっかけに、“調査” から “準備” へと、そのステータスを変えていっております。2009 年 6 月には、2013 年度（早ければ 2012 年度末）から IFRS を適用するという当社グループの基本方針を定め、本格的に準備作業を開始しております。適用年度を 2013 年度とした理由ですが、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）との間の MOU に基づくコンバージェンス・プロジェクトの完了予定が 2011 年であること、また金融庁が IFRS を強制適用するか否かの決定を 2012 年に行うとしていることから、この両年をターニングポイントとして捉え、それからさらに 1 年程度の移行期間を勘案し、この方針と致しました。

当社の 2013 年度適用に向けたロードマップは、大きく 3 つのフェーズに分かれております。フェーズ I では、主に米国会計基準と IFRS の会計基準差異の分析、及び、移行時にインパク

トが大きいと想定される会計分野の特定を行っております。フェーズⅡでは、フェーズⅠで実施した会計基準差異・インパクト分析の“可視化（定量化）”と“インフラ整備”が中心となります。フェーズⅢは、実際のIFRSベースでの決算計数（移行データ）の作成と開示関連作業を行う移行フェーズとなります。

その中で一番重要となるのが、現在進行中のフェーズⅡのステージと考えております。“インフラ整備”とひとりでいっても、単に会計システムを中心とした情報インフラだけを意図しているわけではありません。“原則主義”といわれるIFRSに対応するために現状のアカウントティング・ポリシーを全面的に見直し、新たにグループ・アカウントティング・ポリシーを策定し、これをグループ各社に浸透させていく必要がでてきます。また、既に構築している内部統制システムに関しても、もう一度プロセスを1つ1つ確認し、必要に応じて見直しを行っていく等、“会計インフラ”の整備・再構築を行う必要があります。さらには、グループ経営において掲げていく経営指標、管理計数、業績評価をどうするのか、といった“経営インフラ”の見直しまで含まれることになります。会計インフラ、経営インフラの整備に関しては、かなり大掛かりな課題であり、力作業も要求されることになるものと考えております。したがって、フェーズⅡを推進していくにあたっては、経理関係部だけではなく、経営企画等をはじめとしたコーポレートスタッフ部門、第一線で営業戦略を考えている営業部門も含めた全員参加型の、全社横断的な組織により、会計分野だけに留まらず、あらゆる分野の影響も同時並行的に検討していく必要があります。そのためには、経営レベルでIFRSプロジェクトを進めていくという会社方針がないと、グループ全体がひとつの方向性、スピード感をもって推進していくことは不可能であるといえます。当社の場合、フェー

ズⅠでは、経理部関係者だけでタスクフォースという形で会計基準差異の分析を行ってききましたが、フェーズⅡに移行した2010年4月より、経理部内に専任組織を設置すると同時に、「IFRS推進委員会」を設置しました。委員長を経理部担当役員として、関係コーポレートスタッフ部門及び営業部門を代表する部長から構成される委員23名にて立ち上げ、全社横断的組織としてプロジェクトを推進していております。また、当委員会には、傘下組織として、現状、4つの検討部会（グループ・アカウントティング・ポリシー策定部会、海外現地法人・事業会社展開推進部会、システム移行検討部会、内部統制検討部会）を設置しました。この部会で、実務面の検討を行った上で、当委員会に答申、意思決定を図っていくこととなります。グループ・アカウントティング・ポリシー策定部会では、グループ全体の会計方針を策定するだけでなく、営業戦略への影響、IR、経営指標等への影響も併せて検討していくため、営業部門、経営企画等のコーポレートスタッフ部門を含めたメンバー構成となっております。また、2011年まで続く、各種会計基準の改定に木目細かく対応するために、当部会傘下に特定会計分野を掘下げて検討するタスクフォースを別途設置し、多面的に対応していくこととしております。

5 IFRS 適用に関する課題

繰り返しとなりますが、IFRSは“原則主義”であることから、グループ・アカウントティング・ポリシーを自ら作り上げていかなければならず、かなりの労力・時間を要するものと考えています。その一方で、会計基準の原則を理解し、何が本質的にあるべき会計処理かということを考え直す良い機会であるといえます。社内では、今までの米国会計基準で行っていた会計処理に

ついて、単に基準書に書かれているからという理由だけで処理されているものがないのかを洗い出し、もう一度、何が実態に即した処理なのかを考えた上で、グループ・アカウンティング・ポリシーに落とし込み、監査法人としっかりと議論を行うプロセスを踏むことにしております。このプロセスには相当の時間が掛かりますが、過去の常識・考えを再考する絶好の機会と捉え、時間をかけてでも必ず実施すべきプロセスだと考えております。

また、IAS 第 37 号における負債・引当金の認識・測定に見られるように、公正価値の測定、負債に関わる見積計上などは、同じ事象に対して、企業間でその処理結果に大きな差異が出る可能性があります。当然、恣意性を排除する枠組みを構築する必要がありますが、だからといって適用指針等により、がちがちに統一したルールを設定してしまうのではなく、企業側でどのように会計方針を策定し、どういった判断材料を基に、どう判断し会計処理したのか、この一連の意思決定プロセスを可視化しディスクロズしていくことが重要になってくると考えております。この点は内部統制にも絡んできますが、会計処理に至るまでの意志決定プロセスの透明性を確保する内部システムの確立が必要となります。

加えて、外部環境の整備も重要です。企業、監査法人、監督官庁が一体となって、原則主義の良さを保てる枠組み・体制づくりを行うことが必要です。特に、企業と監査法人とが、会計処理に関して議論し、当事者間で迅速に結論が出せる体制を整えることが、原則主義によるIFRSを適用する上で必須と考えております。

また、会社法をはじめとした、個別財務諸表に関わる関係諸法令においても思いきった見直しを、是非、ご検討頂ければと考えております。特に、連結と個別財務諸表の両方を作成している会社においては、今後、連結決算はIFRSで、個別決算は日本基準で作成というダブル・スタンダードでの決算が求められることになり、企業側にとって大きな負担となってきます。現在、日本基準もコンバージェンスを進めてはおりますが、個別決算自体もIFRSでの作成が認められれば、本邦の親会社・連結対象会社における実務負担を軽減させることができますし、決算の早期化も図ることができますので、個別決算へのIFRSの選択適用を望んでいる会社も多いのではないだろうかと考えております。

6 最後に

IFRS に対しては、原則主義への期待が大きい一方で、企業側にかかる負担の増加や、比較可能性の問題、細則主義への回帰といった不安も残ります。また、会計は生き物ですので、いくら原則主義とはいえ、基準の見直しが絶えず求められてきます。その上でIASBにおける日本のプレゼンスをさらに高め、日本からの意見を如何にIFRSに反映させていけるかが重要になってきます。そのためには、日本でのIFRS適用企業を増やしていくこともプレゼンスを高める上で必要と考えますので、早期適用を推進する環境の整備を、企業・監査法人・監督官庁が一体となって進めていくことを願っている次第です。